

# 退職後の健康保険について



全国健康保険協会 石川支部  
協会けんぽ

# 覚えておきたい基礎知識は3つ

手続き、保険料の徴収、保険証の使用期限はおさえておきましょう



## 会社は どんな手続きが必要？

「被保険者資格喪失届」と  
「保険証」を日本年金機構へ提出。

**ポイント** 扶養家族分の保険証も添付。70歳以上は高齢受給者証も添付。

**ポイント** 保険証を回収できない(滅失された)場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」を添付。



◆ 資格喪失の日から5日以内に提出

◆ 送付先 ▼

〒920-8626

石川県金沢市香林坊1-2-20

朝日生命金沢第2ビル

日本年金機構 金沢広域事務センター

## 保険料の徴収は いつまで？



資格喪失日の属する月の前月分まで。  
ただし、同月内に資格取得・資格喪失した  
方は取得月分の徴収が発生します。

**ポイント** 資格喪失日は退職日の翌日

1月30日退職

翌日

12月分  
まで徴収

喪失年月日	令和	年	月	日
	4	1	3	1

1月31日退職

翌日

1月分  
まで徴収

喪失年月日	令和	年	月	日
	4	2	1	

## 保険証はいつまで 使えるの？

**退職日まで**です。

退職日の翌日以降に使用すると、後日  
医療費を返納いただくことになります。

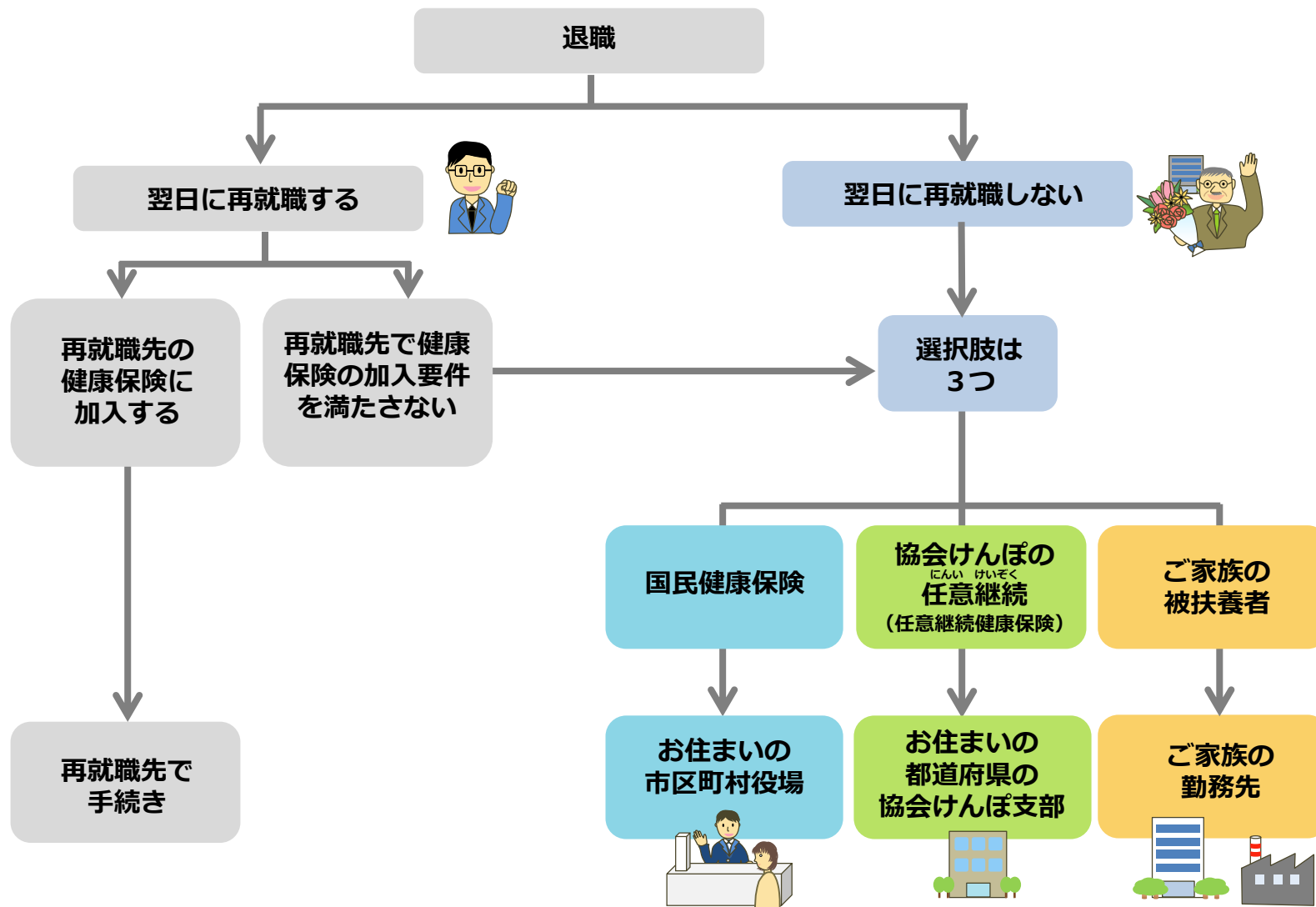
退職後は・・・



退職者自身が次の  
健康保険の加入手続きを  
する必要があります

# 次の健康保険の加入手続きについて

退職後の健康保険の手続き先をフローチャートにまとめました



# 退職後の保険の3つの選択肢について

ポイント①

国民健康保険、任意継続健康保険、それぞれ保険料の計算方法が異なります  
それぞれの保険料について確認しましょう

ポイント②

原則、ご家族の被扶養者は保険料負担がありませんが、収入等に認定要件があります

手  
続  
き

保  
険  
料

## 国民健康保険

- ◆ 14日以内
- ◆ お住まいの市区町村役場の  
国民健康保険担当課

- ◆ 前年所得・固定資産税・加入人数  
等で決定
- ◆ 毎年度、保険料の見直しあり
- ◆ 退職理由により、保険料の軽減あり  
(非自発的失業者への軽減措置)

にんい けいぞく  
任意継続(任意継続健康保険)

- ◆ 20日以内(申出書必着)
- ◆ お住まいの都道府県の  
協会けんぽ支部へ
- ◆ 2か月以上の被保険者期間が必要

- ◆ 退職時の健康保険料の約2倍  
(上限あり)
- ◆ 保険料率は都道府県ごとに異なります
- ◆ 料率の見直し、法改正により  
保険料が変更になる場合あり

## ご家族の被扶養者

- ◆ 5日以内
- ◆ ご家族(被保険者)の勤務先  
を通じて手続き
- ◆ 収入等に認定要件あり

- ◆ 原則、保険料負担なし

認定要件・必要書類等は  
ご家族の勤務先へ確認

「国民健康保険の保険料が  
どれくらいになるか？」

▶ お住まいの市区町村役場の  
国民健康保険担当課へ



協会けんぽの任意継続  
■ 保険料はどう決まるの？



# 任意継続の保険料はこう決まります

保険料計算の基礎となる標準報酬月額を退職時の月額を2年間引き継ぎます

**ポイント①** 保険料は2倍になる（在職中は本人と会社が折半▶退職後は本人が全額負担）

**ポイント③** 都道府県ごとの保険料率（お住まいの県の保険料率が適用される）

**ポイント②** 上限あり（令和3年度上限 30万円）

**ポイント④** 保険料率（健康保険・介護保険）は毎年度見直しあり

## 石川県にお住まいの場合（令和3年度）



～39歳、  
65歳～74歳

退職時の  
標準報酬月額

上限30万円

×

健康保険料率

10.11%

=

1ヶ月分の保険料

上限 30,330円



介護保険料も

40歳～64歳

退職時の  
標準報酬月額

上限30万円

×

健康  
保険料率

+

介護  
保険料率

10.11% + 1.80%

=

1ヶ月分の保険料

上限 35,730円

## 〈参考〉石川県の保険料の上限金額（令和3年度）

	石川支部
～39歳 65歳～74歳	30,330円
40歳～64歳	35,730円

■ 扶養家族がいると  
保険料は変わる？



**変わりません。**

保険料の算定（計算）に  
扶養家族の人数は含まないか  
らです。

# 手続きは20日以内に必要です

協会けんぽの任意継続は加入条件が2つあります

## ① 2ヶ月以上の被保険者期間

退職日までに**2か月以上継続して被保険者**(※)として**健康保険に加入**している

※日雇特例被保険者、任意継続被保険者、共済組合の組合員を除く。



## ② 20日以内の申請

退職日の翌日から**20日以内**（必着）に協会けんぽへ申請



任意継続  
資格取得  
申出書

提出先に  
ご注意ください

● お住まいの都道府県により提出先が異なります

### 提出先

石川県内  
お住まいの方

協会けんぽ石川支部 ▶

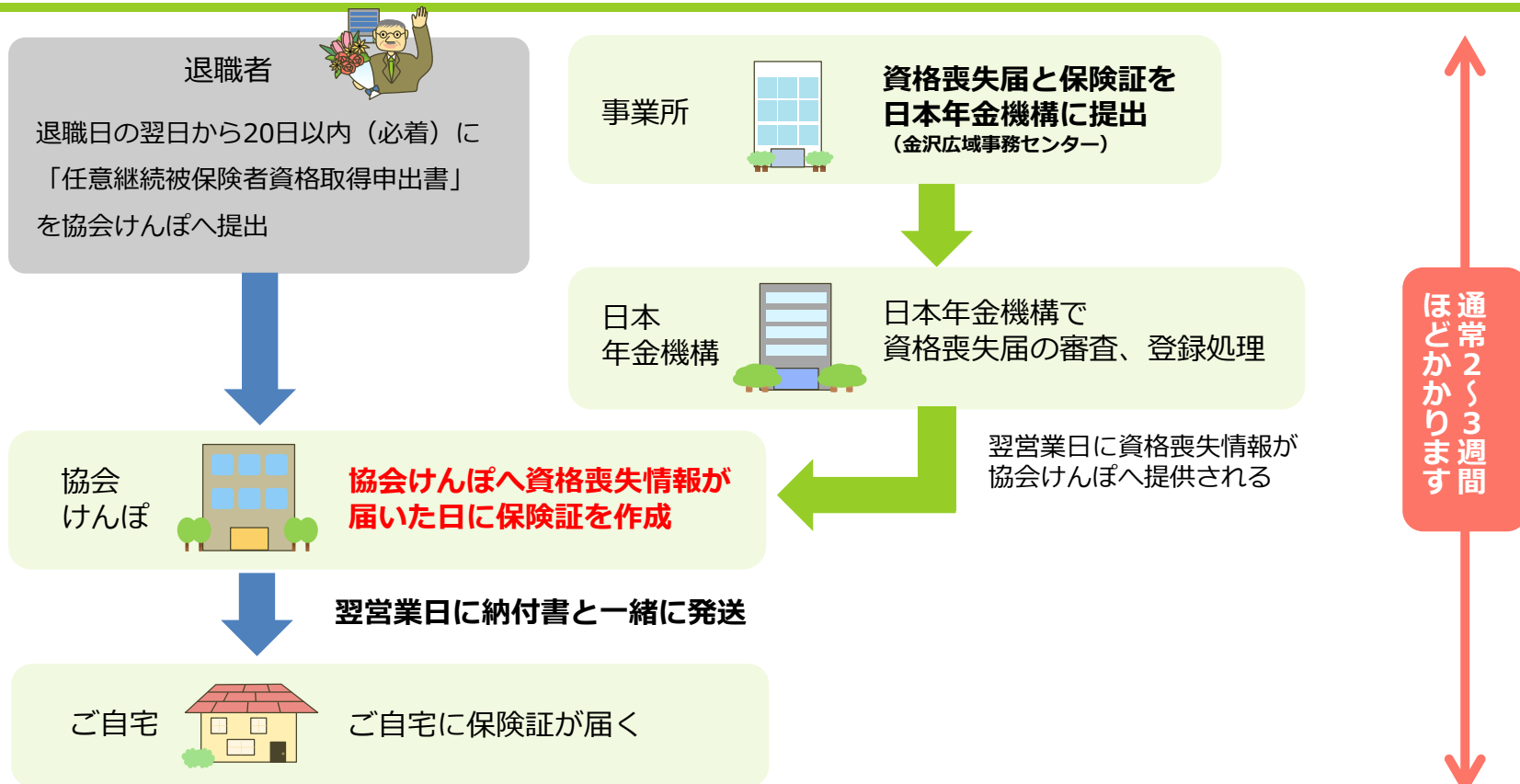
〒920-8767  
金沢市南町4-55 WAKITA金沢ビル9階  
全国健康保険協会石川支部 へ郵送

石川県外  
お住まいの方

お住まいの都道府県の協会けんぽ支部へ

# 保険証の発行は資格喪失処理がされてから

保険証を早くお手元に届けるため速やかに資格喪失届の提出をお願いします



ポイント

「退職日が確認できる証明書類」を任意継続の資格取得申出書に添付頂くか、任意継続の資格取得申出書の下段にある資格喪失証明欄へ記載を受けることにより、資格喪失処理前でも発行できます  
**従業員様への迅速な資格喪失証明書の発行・記載証明等ご協力願います**

※「退職日が確認できる証明書類」とは

資格喪失届の写し、退職証明書の写し、雇用保険被保険者離職票の写し等、資格喪失の事実が確認できる事業主または公的機関の証明印が押された書類のことです。



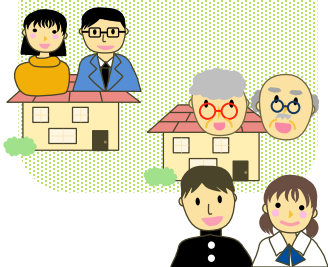




# 在職中から引き続き扶養家族となる場合の添付書類

在職時から  
引き続き

場合



ポイント① 16歳以上の場合には、すべての場合に共通して「1. 収入の確認書類」が必要です。

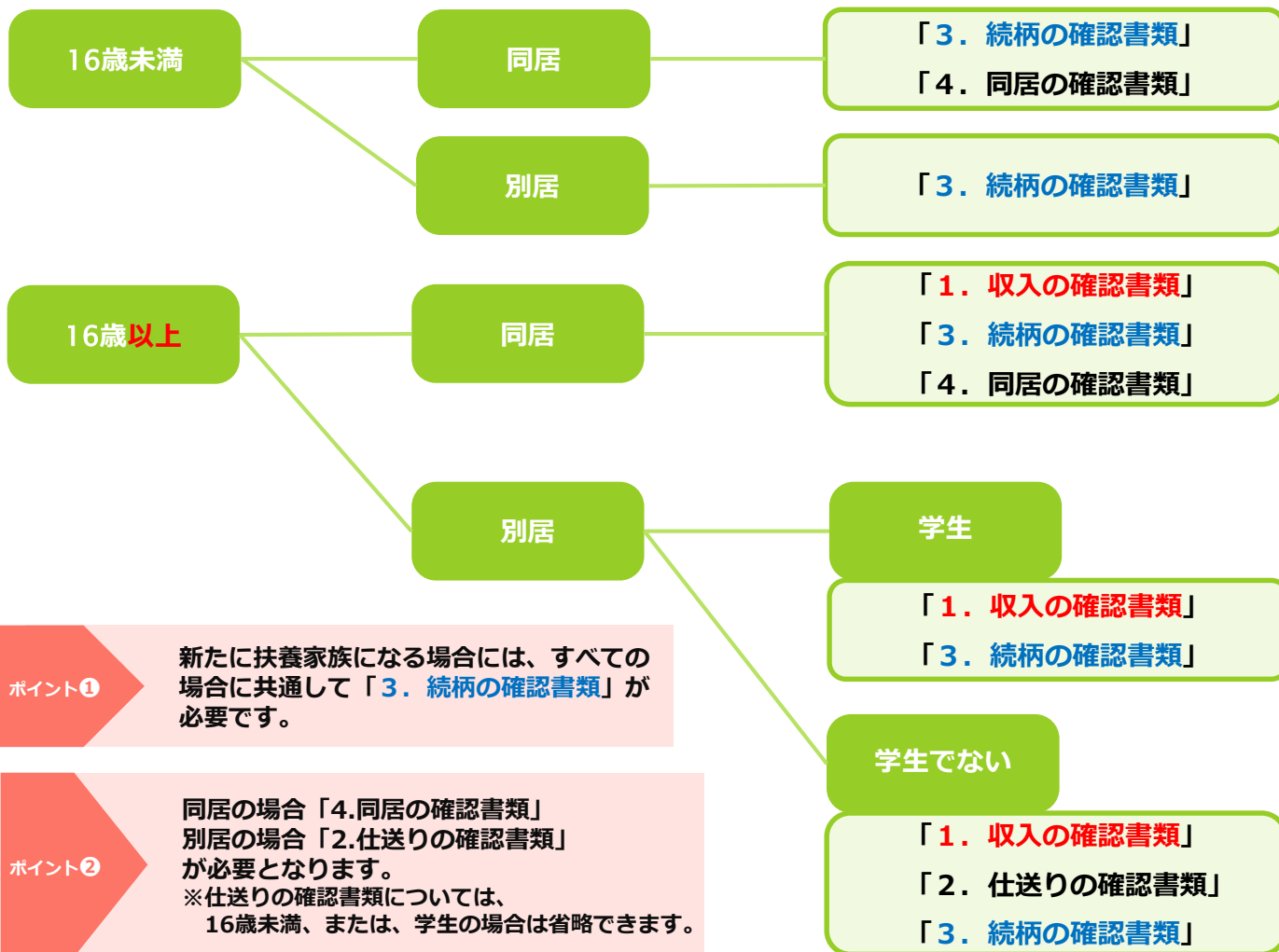
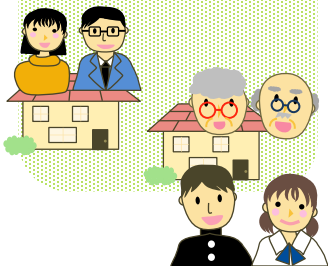
ポイント② 別居の場合「2.仕送りの確認書類」が必要となります。  
※16歳未満、または、学生の場合は省略できます。

# 新たに扶養家族となる場合の添付書類

## 新たに扶養家族

## になる

## 場合



# 扶養家族の認定には添付書類が必要です

届出の際に添付書類をあわせて提出します

## 添付書類

3.続柄の確認書類、4.同居の確認書類の添付書類は、事業所勤務時に扶養者として加入されていなかった方を、新規に扶養申請する際に必要となります。

1. 収入の確認書類 ▶ 下の図を参照してください

2. 別居時：仕送りの確認書類 ▶ ①預金通帳等の写し（振込の場合）

（①または②いずれか1つ）

②現金書留の控えの写し（送金の場合）

※海外居住の家族の扶養認定については別途ご相談ください。

3. 続柄の確認書類 ▶ ①戸籍謄本、戸籍抄本(被保険者が筆頭者の場合に限る)

（①または②いずれか1つ）

②世帯全員の住民票(続柄が省略されていないもの。被保険者が世帯主で、扶養家族と同居の場合に限る)

4. 同居の確認書類 ▶ 世帯全員の住民票



### 無収入・パート・アルバイト

- ◆非課税証明書または所得証明書
- ◆源泉徴収票（写）
- ◆勤務先から発行された収入証明



### 年金受給

- ◆直近の年金額振込通知書（写）  
または
- ◆直近の年金額改定通知書（写）



### 自営業・農業 不動産収入がある

- ◆直近の確定申告書（写）



### 学生

- ◆16歳以上は「1. 収入の確認書類」が必要

# 資格を喪失する6つの場合

## ①再就職

被保険者本人が再就職し、健康保険に加入したとき

## ②後期高齢者医療制度

75歳になる等、後期高齢者医療制度に加入したとき

## ③保険料の未納

保険料を納付期日までに納付しなかったとき

## ④2年間の期間満了

加入から2年が経過し、保険証に記載の資格喪失予定年月日を迎えたとき

## ⑤死亡

被保険者本人が亡くなったとき

## ⑥申出による資格喪失

令和4年1月1日から申出による資格喪失が可能に！

詳しくは次ページへ！

## 資格喪失後の保険証の返却

被保険者の資格を喪失した時は、保険証を協会けんぽへ返却ください。

※上記①で資格喪失する場合は、保険証の返却とともに「資格喪失申出書」を、

上記⑤で資格喪失する場合は、保険証の返却とともに「埋葬料(費)支給申請書」の提出が必要です。

※ご家族の保険証や高齢受給者証、限度額適用認定証等が交付されている場合は、併せて返却してください。

※資格喪失日以降に使用すると、後日、協会けんぽ負担（7割～8割）分の医療費を返納いただくことになります。



# 任意継続被保険者制度の改正について

**令和4年1月1日**に健康保険法の一部が改正され、

任意継続被保険者の**申出による資格喪失**が認められるようになりました。

申出方法	「任意継続被保険者 資格喪失申出書」を提出
資格喪失日	上記の書面を協会けんぽが受理した日の属する月の <b>翌月1日</b>
添付書類	なし（申出による資格喪失申出書の提出時には保険証の添付は不要）

Q. 保険証はいつまで使えるの？



A. 資格喪失日の前日までお使い頂けます。

(例：令和4年3月7日に申出による資格喪失申出書を協会けんぽが受理した場合。  
令和4年4月1日喪失→令和4年3月31日まで使用可能)

Q. 保険証・高齢受給者証等を返却するタイミングは？



A. 資格喪失通知書が届き次第、同封の返信用封筒にてご返却ください。

# 事業所の皆様へのお願い

## 資格喪失届の提出

任意継続の保険証の作成は、

退職後  
5日以内

原則、資格喪失の手続き完了後となります\*。

退職後は**資格喪失届と保険証**を  
すみやかに**日本年金機構**へ提出



※退職日が確認できる証明書類添付時を除く

## 保険証の回収

保険証が使用できるのは退職日までです。

退職時には**保険証の回収**をお忘れなくお願い致します。




扶養家族分も

70歳以上は  
高齢受給者証も

# 任意継続の手続きはどの場所へ？

任意継続の加入手続きは「協会けんぽ」でしたね  
では次の2人はどの支部へ加入手続きをしたらいいのでしょうか？

<p>1</p>  <p>石川支部</p>	<p>2</p>  <p>石川支部</p>
<p>答えは…</p> <p>「石川支部」</p>	<p>「福井支部」</p>

**ポイント** 被保険者の住んでいる都道府県支部に手続きをします。

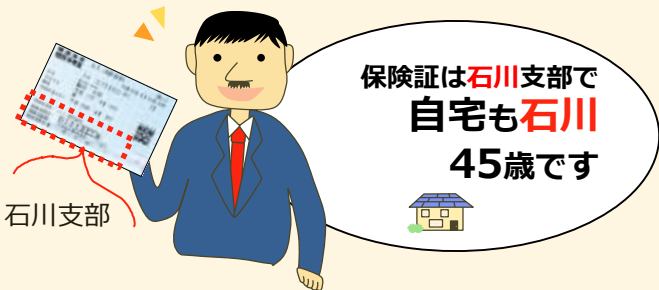
- 石川県外にお住まいの方
- 退職後、石川県外へ転居する方

手続き先にご注意ください



# 任意継続の保険料はいくらになる？

退職時の保険料の2倍、もしくは保険料の上限額になります



健康保険料と介護保険料で毎月**2万247円**が  
給与から控除されていました。  
任意継続にしたら保険料はいくらになるでしょうか。

**ポイント** 40歳～64歳は介護保険料もかかります。  
2倍すると4万494円。保険料の上限額は…

40歳～64歳の方は  
ここをみます

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料			
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合	
等級	月額	10.11%		11.91%			
		全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	円以上 ~ 63,000	5,863.8	2,931.9	6,907.8	3,453.9	
2	68,000	63,000 ~ 73,000	6,874.8	3,437.4	8,098.8	4,049.4	
18(15)	220,000	210,000 ~ 230,000	22,242.0	11,121.0	26,202.0	13,101.0	
19(16)	240,000	230,000 ~ 250,000	24,264.0	12,132.0	28,584.0	14,292.0	
20(17)	260,000	250,000 ~ 270,000	26,286.0	13,143.0	30,966.0	15,483.0	
21(18)	280,000	270,000 ~ 290,000	28,308.0	14,154.0	33,348.0	16,674.0	
22(19)	300,000	290,000 ~ 310,000	30,330.0	15,165.0	35,730.0	17,865.0	
23(20)	320,000	310,000 ~ 330,000	32,352.0	16,176.0	38,112.0	19,056.0	
24(21)	340,000	330,000 ~ 350,000	34,374.0	17,187.0	40,494.0	20,247.0	
25(22)	360,000	350,000 ~ 370,000	36,396.0	18,198.0	42,876.0	21,438.0	
26(23)	380,000	370,000 ~ 395,000	38,418.0	19,209.0	45,258.0	22,629.0	

答えは…  
**3万5,730円/月**

令和3年度  
上限額は  
標準報酬月額  
30万円



保険料額表はホームページをチェック  
協会けんぽ 保険料額表

# 任意継続の資格を喪失する場合は？

## ①再就職

被保険者本人が再就職し、健康保険に加入したとき

## ②後期高齢者医療制度

75歳になる等、後期高齢者医療制度に加入したとき

## ③保険料の未納

保険料を納付期日までに納付しなかったとき

## ④2年間の期間満了

加入から2年が経過し、保険証に記載の資格喪失予定年月日を迎えたとき

## ⑤死亡

被保険者本人が亡くなったとき

## ⑥申出による資格喪失

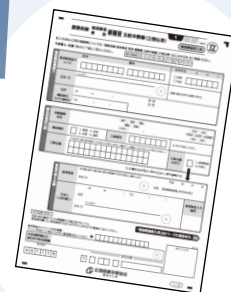
「資格喪失申出書」を協会けんぽが受理した日の属する月の翌月1日

# みなさまから多く寄せられるご質問をご紹介します

## 保険証が届く前に医療機関へ行く場合はどうしたらよいですか？

医療機関で保険証の提示ができないため、全額自己負担となります。後日、協会けんぽへ「療養費支給申請書」にて、医療費の精算を行ってください。

保険証が届くまで



療養費支給申請書

ご担当者様へお願い

保険証を早期にお届けするためにも、資格喪失届はすみやかにご提出ください。

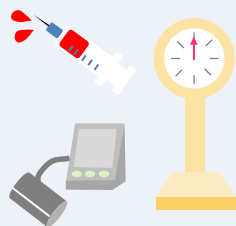
※事業主様に証明していただく、退職証明書（写）を添付または健康保険資格喪失証明欄にご記入いただくことで、保険証を早期に発行できます。

## 任意継続健康保険にも健康診断の補助はありますか？

在職時と同様、補助があります。

対象は35歳～74歳のご本人様、40歳～74歳のご家族様です。毎年5月頃、ご自宅へご案内を送付いたします。

健康診断



## 再就職して健康保険の資格を取得しました。手続きは必要ですか？

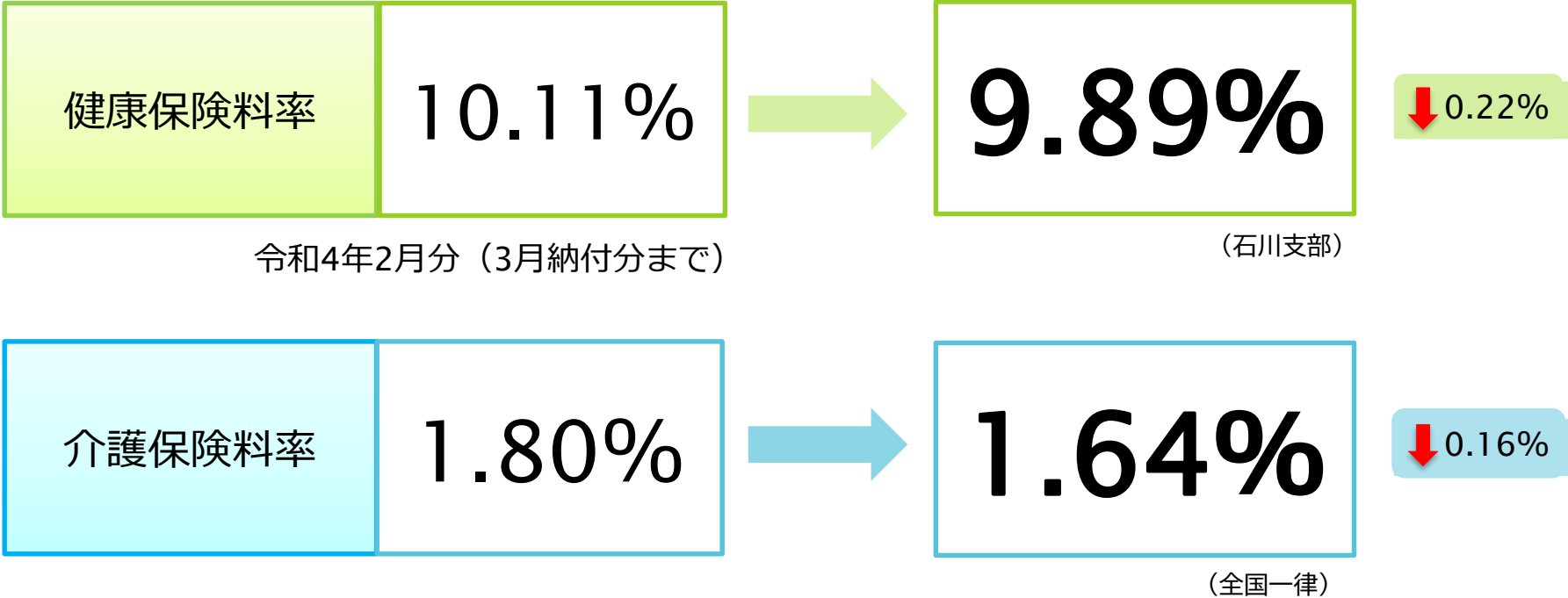
就職

資格喪失の手続きが必要です。

資格喪失申出書、任意継続の保険証を協会けんぽへお送りください。

# 石川支部の保険料率についてのお知らせ

令和4年3月分（4月納付分）から

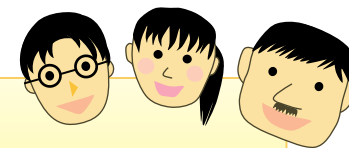


※介護保険該当の方・・・健康保険料率(9.89%) + 介護保険料率(1.64%) = 11.53%  
※任意継続被保険者の方は令和4年4月分の保険料率から変更となります。

※インセンティブ制度・・・加入者及び事業主の皆さまの取組（5つの評価指標）に応じてインセンティブ（報奨金）が付与され、都道府県ごとの保険料率に反映される制度です。当該年度の取組は翌々年度の保険料率に反映されます。

## インセンティブについて

石川支部の令和2年度実績順位は**27位**で**報奨金を受けられませんでした**  
(現在上位23支部が報奨金の対象支部になります)



5つの評価指標

皆様の一人ひとりの**5つの取組**で**保険料が安くなる!**

① 特定健診等の受診率

協会けんぽの健診を毎年必ず受診しましょう

② 特定保健指導の実施率

メタボ判定なら特定保健指導を受けましょう

③ 特定保健指導対象者の減少率

前年度メタボ判定の方の減少率です  
生活習慣の改善に取り組みましょう!

④ 要治療者の医療機関受診率

健診で要治療・要精密検査判定の場合は  
医療機関へ受診しましょう

⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

ジェネリック医薬品シール等を用いジェネリック  
医薬品使用の希望を医師・薬剤師へ伝えましょう

ご清聴  
ありがとうございました